令和２年９月第７回室戸市議会定例会会議録（第５号）

１．日　時　　令和２年９月３０日（水）

２．場　所　　室戸市議場

３．出席した議員の番号及び氏名

１番　河本竜二	２番　竹中真智子	３番　田渕信量
４番　竹中多津美	５番　亀井賢夫	６番　小椋利廣
７番　脇本健樹	８番　久保八太雄	９番　濱口太作
10番　山本賢誓	11番　町田又一	12番　堺　喜久美

４．欠席議員　　なし

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	長崎潤子
事務局次長兼班長	前田大志
議事班主任	村田茉莉
議事班主任	中岡憂輔
議事班主事	廣田大記

６．説明のため出席した者の職氏名

市長	植田壯一郎	副市長	久保寛人
総務課長補佐	山下武史	企画財政課長	辻　さおり
財産管理課長	西村城人	税務課長補佐	柳原里恵
市民課長	上松富士樹	保健介護課長	山本康二
地域医療対策課長	松下善徳	人権啓発課長	和田庫治
産業振興課長併農業委員会事務局長	中屋秀志	建設土木課長	川崎　州
観光ジオパーク推進課長	大西　亨	債権管理課長	濵田亮士
防災対策課長	山崎　桂	会計管理者兼会計課長	松本弥生
福祉事務所長	小松達也	教育長	百田貴昌
教育次長兼学校保育課長	武井知香	生涯学習課長	西岡佳久
水道局長	森岡　光	消防長	藤本　昇
監査委員事務局長	谷村直人		

７．議事日程

日程第１　議案第２号　令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）について

（総務文教委員会委員長報告）

日程第２　議案第１号　室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第５号　損害賠償額の決定及び和解することについて

（総務文教委員会委員長報告）

日程第３　議案第３号　令和２年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第４号　令和２年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

（産業厚生委員会委員長報告）

日程第４　議案第６号　監査委員の選任について

日程第５　議案第７号　室戸市長等の給与に関する特例を定める条例の制定について（追加議案）

日程第６　意見書案第１号　新型コロナウィルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

８．本日の会議に付した事件

日程第１より日程第６まで

９．議事の経過

次のとおり

午前10時０分　開議

○議長（堺　喜久美君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君）　おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、執行部から、黒岩総務課長が公務出張のため説明員の変更届があり、山下課長補佐が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（堺　喜久美君）　次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。濱口議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（濱口太作君）　おはようございます。

議会運営委員会委員長報告を行います。

先日、議長から追加議案の取扱いについて諮問があり、本日午前９時30分から議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、御報告いたします。

議案第７号につきましては、本日委員会付託を省略の上、審議を行うことに決しました。議員各位の御協力をよろしくお願いをいたします。

また、５月臨時会、６月定例会で議決した室戸市税条例の一部改正条例の修正につきましては、正誤表を配付することと決しました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺　喜久美君）　ここで市長から発言の申出がございますので、これを許可いたします。植田市長。

○市長（植田壯一郎君）　おはようございます。

貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。さきの５月臨時会、６月定例会で議決をいただいた室戸市税条例の一部改正条例の修正についてであります。

今回、条例の改正文の中で、文字の誤りや該当させる条の誤りが判明をいたしました。改正文を修正する方法としましては、執行日前であれば一部改正条例を改正する条例を提案するという方法もございますが、執行日後に判明したことから、技術的に改正する方法がないため、今回お配りしております正誤表にて改正をさせていただきたく存じます。

なお、現在において改正ができていないことによる影響は出ていないところでございます。

今後におきましては、このようなことのないよう厳しくチェック体制を強化するよう努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（堺　喜久美君）　ただいま市長からの発言のあった室戸市税条例の一部改正条例の取扱いにつきましては、該当箇所を正誤表のとおり修正いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、該当箇所を正誤表のとおり修正することに決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　日程第１、議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、修正案の説明を除き、会議規則第39条第３項の規定により省略をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、修正案の説明を除く委員長報告は省略することに決しました。

次に、本案に関する修正案の説明を求めます。山本総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（山本賢誓君）　議案第２号室戸市一般会計補正予算（第８号）修正案について提案理由の説明を行います。

委員会の審査において、濱口太作委員及びほか３名の委員から、本議案に対する修正案が提出されました。

修正箇所としましては、６款１項３目観光費、12節委託料のうち、旧椎名小学校体育館利活用計画策定委託料、旧灯台官舎利活用計画策定委託料、室戸岬漁港背後地利活用計画策定委託料及び釣りを活用した観光推進計画策定委託料に関する４件の委託料合計850万円を削除するものであります。

まず、総務文教委員会として、こうした議案を慎重審議する中で、これら４件は全てハードを伴う事業であり、また後年度に室戸市の財政、財源負担が生じるものでありますから、執行部の説明を聞きながら審議したものであります。特に、委員会として重視したのが、こうしたハード事業を行うに当たり、計画に対する市民ニーズ、計画に対する予算規模、費用対効果、計画策定後の室戸市の財源措置、財政状況についてであります。

しかしながら、執行部の説明の中でそういった具体的な説明ができず、委員会の心証としては、取りあえず財源があるから計画を上げておこうという市長の意向を反映した提案としか受

け止めることはできませんでした。

我々議会の役目は、行政のチェック機関でありますから、こうした計画性のない提案をはいそうですかと認めることにはならないと思います。これらは内部で行うべき協議や計画立案を全て外部に丸投げ委託するものであり、市の主体性がないと感じざるを得ない予算計上であると改め、修正を行うものであります。

それでは、修正案の説明をさせていただきますので、お手元の修正案１枚目を御確認ください。

歳入については、10款地方交付税を570万4,000円減額し、修正後の金額を45億3,362万8,000円とし、また14款国庫支出金を279万6,000円減額し38億8,014万2,000円、歳入予算総額850万円減の166億5,071万7,000円とするものであります。

次に、歳出であります。６款商工費は850万円の減額で、修正後の商工費の金額を26億8,147万6,000円とし、歳出予算総額850万円減の166億5,071万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の修正案により御確認を願いたいと思います。

総務文教委員会は、これら４案件を今後も全て否定するものではありませんし、妥当な計画が示され、今後室戸市が診療所建設に関わる費用や市庁舎の移転計画、その他多額の財政負担が生じる中でやっていけれるという見極めが求められると思います。計画性がないのではないかという中で、特に旧椎名小学校体育館利活用計画については３月議会において修正案が出されて可決をされております。それから６か月近くたっておりますけれども、利活用計画策定は地元協議会、関係団体、室戸市とで十分に検討する時間があったにもかかわらず、何もしないで一歩後退し、新たに委託料が二重に発生する手法を取っております。こういった提案は議会軽視とも言えるものでありますから、市長は反省をして今後こういったことのないようにお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、４件の委託料につきましては委員会において質疑を重ねましたが、市が事前に行うべき市民ニーズの調査結果に基づいた事業費の算出、費用対効果の検討など計画立案は外部へ委託するのではなく行政内部で取り組むべきではないか、その内部協議に基づき、計画どおりの委託を行うべきではないかと思います。財政状況の厳しい当市において、後にハード事業が考えられる計画については、後年度の財政措置まで特に慎重に、かつ十分に熟考した上で予算計上をしていただきたいとの理由から、今回４件の計画策定委託料を削除するものであります。

最後になりますが、総務文教委員会は議会、議員として至極常識的な判断を今回しただけでありますから、当委員会に属さない議員の方々にも常識的な判断を仰ぎたいものであります。

以上で議案第２号に対する修正案提案理由を終わります。

○議長（堺　喜久美君）　ただいまの委員長説明に対し質疑のある方の発言を許可いたします。討論じゃなくて質疑ですよ。町田議員。

○１１番（町田又一君）　11番町田。何点か質疑を行います。

ただいま委員長より修正案について説明がありました。この修正案に何人の委員が賛成されて提出されたのかお伺いをします。

次に、討論はあったのかどうかお聞きをします。

それから、討論があれば、その内容についてお伺いをします。１回目は以上です。

○議長（堺　喜久美君）　委員長の答弁を求めます。山本総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（山本賢誓君）　町田議員の質疑に御答弁をいたします。

まず１点目に、総務文教委員会の中で何人の委員が賛成をしたのかということでありますけれども、委員長を除く５名おりますけれども、そのうち１人が退席をしておりました。そういうことで、委員会での実質賛成者は４名ということであります。

それから、討論はあったのかですけど、その内容ですが、これはセットで答弁するということになると思いますので。討論の内容は、総務文教委員会のテープを起こさないと、この場で私が間違った発言をすることはできませんので、テープを起こすまで待っていただければ、そういう対応を取ります。それでよろしいですか。

討論は、あったことはありました。ただ、その内容については、事務局の中身と私の中身が食い違っては困りますので、その点については軽々に発言はできないということを理解していただきたいと思います。

（11番町田又一君「それは、またじゃあ後ほど、はい、結構です」と呼ぶ）

○議長（堺　喜久美君）　町田議員の２回目の質疑を許可いたします。

○１１番（町田又一君）　それでは、町田、２回目の質疑を行います。

ただいま修正予算案を提出されております。それに当たりまして、市役所の職員の協力を借りて作成をされたのかどうかということをお伺いをしたいと思います。議員の皆さんが知恵を絞ってこの修正案を提出されたのか、また足らない部分は職員の力を借りて提出をされたのか、それについてその理由をお聞きをいたします。まず、これが１点です。

それから、１回目の続きと関連します。委員長報告のために議事録が作成され、それを基に委員長が報告書としてまとめ委員長報告をされるのですが、委員会での質疑の内容について、もう少し詳しく知りたいと思います。よって、委員長に議事録の提出を求めます。以上です。

○議長（堺　喜久美君）　委員長の答弁を求めます。山本総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（山本賢誓君）　町田議員の質疑にお答えをいたします。

まず、修正案ですけれども、市の職員の力を借りてということかどうなのかということですけれども、これは歳入歳出も入っておりますので議員の力でなかなかできないところもあって、事務局と協議をしながら作成をしたものであります。

それから、議事録の提示をということで、議事録に出るのが短いからということですけれど

も、総務文教委員会は非常に活発に意見が出ますのでＡ４判で40枚ぐらいあります。それを私が自宅に持ち帰って、重要だと思われるところを、要点を上げたものであります。これが委員長報告ですので、議事録の提出を求めるということであれば、それは事務局と一緒になって提示することに全く不都合はございません。以上です。

○議長（堺　喜久美君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論及び採決を行います。

討論及び採決の方法について事務局長より説明をいたさせます。

説明の間、休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午前10時23分　再開

○議長（堺　喜久美君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

日程第１、議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）について行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。町田又一議員。

○１１番（町田又一君）　11番町田。令和２年９月第７回定例会において議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）について賛成討論を行います。

今回の補正予算には、市民が待ちかねていた市立室戸診療所（仮称）建設工事監理委託料1,201万2,000円、市立室戸診療所（仮称）建設工事費７億5,115万円が含まれております。室戸市にとって大変重要な予算であります。医療機関の少ない当市にとって、市民が待ち望んでいた予算です。市民の代表である我々は、市議会議員としてこの予算を通す義務があると思うのです。

また、ほかにも障害福祉サービス事業等従事者慰労金320万円、介護事業所等従事者慰労金2,500万円、医療機関等従事者慰労金1,900万円等が関係者944人、１人当たり５万円が支給される予算も含まれております。新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用した事業が数多くあります。その中には、観光費委託料として旧椎名小学校体育館利活用計画策定150万円、旧灯台官舎利活用計画策定250万円、ほかにも利活用計画策定委託料が計上されております。

旧椎名小学校体育館利活用計画策定料については、３月議会に改正が提案されておりましたが、地元住民の声が入っていないということで予備費に回されたのではなかったのでしょうか。今回は地元の住民の声も入れて作成案をつくろうとしているのに、なぜ修正の声が上がったのか理解に苦しみます。

旧灯台官舎利活用計画策定委託料については、前市長のときに議会で利活用の提案があり、国から購入したものです。３期目以上の議員であれば、いきさつは知っていると思うのです、どうでしょうか。市の建物になってもう８年以上になるのではないかと思います。国からは、どう利活用しているのか問合せがあったのではと推察をいたします。旧灯台官舎は、大変貴重な財産です。その建物を有効活用するための計画策定料は認めるべきであると私は考えます。ほかの策定委託料についても、認めるべきであると考えます。

新型コロナウイルス臨時交付金は、大いに市の発展のために利活用すべきであると思います。事業を始める、始めないは、まず基礎となる設計が大切なものです。

以上のことにより、私は議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）に賛成をいたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（堺　喜久美君）　次に、原案及び委員会修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。河本竜二議員。

○１番（河本竜二君）　１番河本竜二。総務文教委員長から説明を受けました修正案に対する反対討論をいたします。

旧椎名小学校体育館利活用計画策定委託料についてでございますが、この施設は老朽化により、災害時には屋根や外壁が周辺に飛散をすることなど危険な状態になっているとのことでございます。この施設をこれからどのように利活用できるか、またしていくのかを検討していくために調査をし、住民の皆さんと十分な議論を行い、計画を立てていくための委託料であると聞いております。財源は地方創生臨時交付金100％、全額国からの予算であります。

旧灯台官舎利活用計画策定委託料につきまして、この施設は平成24年11月に払下げを受けて243万円で市が購入をしております。今まで全く活用されてこなかった施設であります。この建物は、歴史的価値が高いと聞いています。観光客の誘致スポットとして、室戸岬灯台の魅力向上にもつながっていくと考えております。利活用をしなければ、何のために購入をしたのか疑問に思います。これも、財源は地方創生臨時交付金100％で、全額国からの予算でございます。

室戸岬漁港背後地利活用計画策定委託料についてですが、ドルフィンセンターや海の駅とろむなど室戸市の重要な観光スポットであり、ＤＭＶ、デュアル・モード・ビークルの就航が決定をした中で、観光客誘致のためには一層の魅力化整備が求められています。現在活用できていないこの背後地は、高知県が管理を行っておりますが、高知県への施設整備要望などを行う上で重要また必要であり、利活用方法について住民の意見や関係者の意見を集約するために必要な委託料だと聞いております。これも、財源は地方創生臨時交付金100％、全額国からの予算でございます。

以上の利活用についての委託料は、全て住民や関係者からの意見や声を収集し、いろいろな

利活用方法を策定するためには必要な予算だと思います。主体性を持って、行政のリーダーシップも大変重要なことではございますが、大きな計画を立てるとき、特に市民の意見や住民の皆さんの意見を十分に取り入れ、官と民が肩を組み、協力をし合いながら計画を作成していくことも必要ではないかと考えています。１つの取組をするには、しっかりとした予算と計画を策定をし、室戸市や市民にとって本当に必要なのか必要ではないのか十分な議論をするべきだと考えています。

この修正案は、十分な議論をする前に廃案をされるように思います。全ての利活用方針の決定を急がないといけない現状におきまして、地方創生臨時交付金は、財源の厳しい室戸市にとって大変有効な財源だと考えております。

以上の理由によりまして、この修正案に反対をいたします。

○議長（堺　喜久美君）　次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

次に、委員会修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。濱口太作議員。

○９番（濱口太作君）　９番濱口。修正案に対して賛成討論を行います。

今議会に提案をされております議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）は、10億9,788万3,000円を追加する大型補正予算であります。そして、その内容は、新型コロナウイルス関連予算や市民待望の市立診療所建設予算など重要予算が計上をされております。

しかし、その中で６款商工費、３目観光費を見たとき、正直驚きました。委託料が７件、工事請負費が６件も計上されております。これが、当初予算ならまだしも、年度の半分が終わるこの時期にこれほど多くの委託料や工事請負費を計上して、少人数の観光係の職員が対応できるのだろうかと心配をいたしました。このことを心配する多くの職員の声も聞かれます。

また、内容を精査すると、計画を策定するための委託料が４件含まれています。そして、これらの４件ともにハード事業を伴うものであるにもかかわらず、執行部内部での十分な協議が行われていない感が否めません。ハード事業を伴う計画づくりに当たっては、市民ニーズ、必要性、財源、費用対効果、後年度への財政負担を十分に協議し、優先順位をつけて計画づくりに着手すべきであります。

一般質問の市長答弁にもありましたように、本市の財政は財政調整基金、いわゆる貯金を崩さなければ財政運営ができないほど厳しいものがあり、その中で既存事業の抜本的な見直しを行うとなれば、事業の延期や中止をせざるを得ない事態にもなり、市民の皆さんにも我慢を強いらなければならないことになります。このようなときに、何をどうしたいという具体的な考えもなく、地方創生臨時交付金が使えるから取りあえず計画づくりを行おう、そしてその計画づくりを業者に丸投げしようという行政の主体性のない安易な考えの計画づくりは、予算の無駄遣いにもつながり、財政の厳しい現状においては厳に慎むべきであり、決して許されるべき

ではありません。

まずは、しっかりと内部協議を行い、緊急性、必要性を考慮し事業選択を行い、優先順位をつけて計画づくりに着手すべきであり、協議の結果、早急にやらなければならない事業であると判断すれば、市としての考え方を示し再度提案すべきであると考えますので、私は修正案に賛成をするものであります。議員各位の御理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堺　喜久美君）　次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

次に、原案及び委員会修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。小椋利廣議員。

○６番（小椋利廣君）　６番小椋利廣。議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）について、委員会修正案に対し反対討論を行います。

６款商工費、３目観光費、12節委託料、この2,435万円の中には７項目があります。その中で、旧椎名小学校体育館利活用計画策定委託料150万円、旧灯台官舎利活用計画策定委託料250万円、室戸岬漁港背後地利活用計画策定委託料150万円、釣りを活用した観光推進計画策定委託料300万円の４項目の合計で850万円の予算が削除されようとしております。

その中の１項目めの旧椎名小学校体育館利活用計画策定委託料150万円については、委員会修正案に反対をするものであります。

私は、令和２年３月議会で旧椎名小学校体育館改修に係る委託料1,144万円の削除には賛成をいたしました。その理由として、むろと廃校水族館磨き上げ事業などのプール屋根設置工事などが繰越し事業として大きく残事業として残っており、３月議会の時点では体育館改修に係る委託料を計上するには時期尚早ではないかと思い、委託料の削減には賛同いたしました。

しかし、今回、廃校水族館はいろいろな事業も完成し、新型コロナウイルス禍の９月19日から22日までの４連休中の入館者数は5,001人と予想外に多く、元の状態にまで回復をしてきたのではないかと想定をしております。地域の住民とともに、経済の活性化につながっていると言われております。

椎名地区は、椎名、飛鳥、清水、鹿岡の４地区が国道55号線沿いにあり、地域内の人口は347人、65歳以上の高齢者が224人で高齢化率も約65％であり、室戸市内の中でも高齢化率が高く、東西に長い津波浸水区域内の非常に厳しい地域であり、椎名地区の常会や会合を行うにも地域の住民が一堂に集合できる施設がありません。

今、ここに椎名地区の住民から１通の手紙が寄せられております。

その内容は、１、災害から住民の命を守る施設として、①近年台風襲来時の高波や暴風、豪雨など、私たちの予想をはるかに超えた自然災害が大きな被害をもたらすようになってきました。現在進行中の新型コロナウイルス感染禍の中で、３密を避けて安心をして避難ができる空間は旧体育館しかありません。②平成30年から集落活動センターを利用していますが、３密を

避けた避難場所としては約20人から30人程度しか収容ができません。③令和２年ウミガメ協議会との協議で、災害時には水族館２階、３階を椎名地区の住民の避難場所として利用することが確約をされておりますが、集落人口の35％を超える75歳以上の高齢者は、階段を自力で上がることは非常に困難です。

２番、椎名集落全体の会合場所として、集落全体の会合、常会、総会や大敷組合の総会などは、高知県漁協椎名支所２階の研修室を利用しているが、建物全体の老朽化が進み、雨漏りがひどく、雨漏り箇所を避けて椅子を置いて会合をしているという始末です。また、高齢者は２階へと続く階段を上がることが相当困難となっております。旧体育館は、体育館に続くスラローム式の歩道が高齢者にとっては歩きやすく、自力の移動が可能です。

３番、高知県無形民俗文化財太刀踊りの練習場所として体育館を利用しておりましたが、平成30年以降は体育館の電気を止められ、また室内の荒廃も進み衛生面がひどくなり、踊りの練習ができなく、近くの小さなお宮で練習をしているため、太刀踊り保存会からも体育館で練習ができるように要望をいたします。

４番、水族館側は、新たな資料の展示や入館者の受入れ場所として体育館の利用を希望しておりますが、水族館側と椎名集落が共同で利活用ができるように取り組んでいきたいと思います。

５番、現況は、体育館屋根の一部が剥げかかったり建材の一部が周辺に落下したりして危険な状態であり、老朽化が著しく、強風時には周辺住民にとって危険な状態であり、喫緊の課題となっております。

６番、このまま放置をすれば、施設の取り壊しか全面建て替えになることが想定をされます。改修であれば、幾分費用が安く上がるのではないでしょうか。

以上のことから、椎名の集落住民が自力で安心して一時期を過ごすことのできる強固な建物は、改修後の体育館しかありませんと、以上のように書かれた１通の手紙が来ております。

私も、旧体育館は津波の浸水区域ではありますが、椎名には市内各所のように地域住民が一堂に集合ができる公民館や集会所がなく、改修工事で耐震強度が保たれるのであれば、新設よりは建築費も安く上がり、地域住民の皆さんの希望にも応えられると思いますので、椎名地区のためにも、旧体育館を改修して使用できるようにしてやるのが行政として、また議会としての責務ではないかと思います。旧椎名小学校体育館利活用計画策定委託料150万円を削除する委員会修正案には反対をいたします。

以上、委員会修正案に対しての反対討論といたします。議員各位の御協力をよろしくお願いをいたします。以上で終わります。

○議長（堺　喜久美君）　次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

次に、委員会修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。脇本健樹議員。

○７番（脇本健樹君）　７番脇本。議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）に対する修正案について賛成討論を行います。

修正案は、６款１項３目観光費、12節委託料の中の計画策定委託料に関する４件であり、総務文教委員会において６款１項３目の観光費の中で、地方創生臨時交付金に関する項目を中心に十分議論しました。新型コロナ禍による経済への影響も不透明でありますが、観光事業を重点的に取り組むことは、今後の室戸市においても必要な施策であります。インバウンドでの廃校水族館やイルカと触れ合うことのできるドルフィンセンターへの集客、またふるさと納税等での外貨獲得にも乗り遅れることなく進めていきたいものです。

これらのことより、本来観光に関する事業議案には理解を示し賛同していくのが筋でありますが、上記の４件の委託料については、今後ハード事業が付随することも出てきます。委託をすれば何とかなるという点が、それぞれ共通に見受けられます。山本総務文教委員長の報告にあるように、現在の段階では委託をするまでの明確なビジョンが見えないのが現実であり、今後費用のかさむ整備着工等にも進むわけでありますから、今議会でもできるだけ明確な方向性は説明できるべきであります。

次に、費用面についてですが、この４件の項目でも優劣がついております。計画策定するのに、同じ段取りを踏んで計画を策定するのなら同額の費用でよいではないかと。今回は項目により150万円から300万円と金額の違いがあります。ここでも、計画策定委託について、項目での金額差や優劣の違いの内容について感じ取れる十分な説明がなされておりません。

室戸市の観光事業推進計画を策定するには、室戸市全体の観光に関わる施設をも対象に策定するべきであると考えます。特に、ジオパークセンターにある体育館の利活用についても、同時に検討するべき案件ではないかと捉えております。

いま一度、各項目での計画策定委託を、点でなく、室戸市全体を面で捉える施策を洗い直して検討していただくとよりよいものができるとの思いであります。今回は、事業内容について丸投げ感が否めず、室戸市にとって必要項目案件として感じられませんでした。企画財政課で何件か取り扱ってはどうでしょうか。

これらの点の不透明さを十分説明できるよう、もう一度検討していただきたく、修正案に賛成するものであります。

以上で議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）に対する修正案について賛成討論を終了いたします。

○議長（堺　喜久美君）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

これをもって日程第１、議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）について

の討論を終結いたします。

これより日程第１、議案第２号令和２年度室戸市一般会計補正予算（第８号）についてを採決いたします。

まず、本案に対する総務文教委員会委員長から提出されました修正案についてを採決いたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立多数であります。よって、総務文教委員会委員長から提出されました修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、修正議決された部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

健康管理のため、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時54分　休憩

午前11時９分　再開

○議長（堺　喜久美君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　次に、日程第２、議案第１号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第５号損害賠償額の決定及び和解することについて、以上２件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第３項の規定により省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　次に、日程第３、議案第３号令和２年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について及び議案第４号令和２年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、以上２件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております産業厚生委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第３項の規定により省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　次に、日程第４、議案第６号監査委員の選任についてを議題といたします。

本案に関しましては、委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第２、議案第１号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第４、議案第６号監査委員の選任についてまで、以上５件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

これをもって日程第２、議案第１号から日程第４、議案第６号まで、以上５件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第２、議案第１号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決い

たします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号損害賠償額の決定及び和解することについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第３号令和２年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号令和２年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第６号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、委員会付託を省略したものであります。

監査委員に谷口稀稔氏を選任することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、谷口稀稔氏の監査委員の選任については同意されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　次に、日程第５、議案第７号室戸市長等の給与に関する特例を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案は、昨日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君）　追加議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第７号室戸市長等の給与に関する特例を定める条例の制定について。

本案は、福祉医療費助成制度における重度心身障害児者の高額療養費の請求を怠ったことにより、市に損害を与えた職員の不祥事に関し、市民の信頼を大きく失墜する行為であることを重く受け止め、市長の給料を１か月間100分の15、副市長の給料を１か月間100分の10減額するため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長補佐から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（堺　喜久美君）　次に、執行部からの補足説明を求めます。山下総務課長補佐。

説明の間、休憩いたします。

午前11時16分　休憩

午前11時18分　再開

○議長（堺　喜久美君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、議案第７号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第５、議案第７号室戸市長等の給与に関する特例を定める条例の制定についてについて行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　なしと認めます。

これをもって日程第５、議案第７号室戸市長等の給与に関する特例を定める条例の制定についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第５、議案第７号室戸市長等の給与に関する特例を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものです。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　次に、日程第６、意見書案第１号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりです。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第１号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、意見書案第１号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

なお、本案につきましては議員全員が提出者、賛成者となっておりますので、質疑及び討論につきましては、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第６、意見書案第１号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺　喜久美君）　起立全員であります。よって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

各常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規

定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることと決しました。

なお、本日配付させていただきました令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定に基づき、８月31日付で教育長より報告されたものあります。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺　喜久美君）　御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和２年９月第７回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時24分　閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃　　議員

〃　　議員